

議案第10号

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の一部改正について

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の給与、旅費、勤務条件及び職務専念義務免除の規定を改正する必要があるからである。

愛西市条例第10号

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛西市教育長の勤務時間等に関する条例

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する教育長の勤務時間のほか」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（勤務時間その他の勤務条件）

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件（給与及び旅費を除く。）については、愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年愛西市条例第36号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第2条第5項、第3条第2項、第4条から第6条まで、第8条、第8条の3、第8条の4、第10条、第12条第3項及び第16条の規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長は、研修を受ける場合その他教育委員会が定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

第4条及び第5条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長の給料、通勤手当、期末手当及び旅費の支給については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定する教育長については、改正後の第2条ただし書及び第3条の規定は、適用しない。